

令和7年度 第4回 磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

- 1 日 時 令和7年12月11日(木) 午後3時から午後4時00分まで
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎3階 304・305会議室
※ZoomによるWEB会議システムを併用
- 3 出席委員 ○委員9名(欠席5名)
○公益代表1名
○被保険者代表4名
○保険医・薬剤師代表2名
○被用者保険等保険者代表2名
○事務局8名
・健康福祉部長、国保年金課4名、健康増進課3名
- 4 傍聴人 4名
- 5 会議の概要 (1)開会
(2)健康福祉部長挨拶
(3)会長代理挨拶
(4)議事
国民健康保険税率改定について(諮問)
(5)その他
事務連絡
(6)閉会

6 会議の内容

○定足数

委員14名中9名(委員の半数以上)の出席があったため、磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条の定足数を満たし、会議は成立していることを報告した。

○議 事

事務局（国保年金課）が「国民健康保険税率改定について（諮問）」の説明を行い、議事内容について質疑応答の時間を設けた。

〈質疑応答・意見等〉

委員

諮問の際は、市長が来て、心の中のことも含めて、説明をしていただきながら、我々に預けるべきではないか。

それから、平等割は軽減の方向に進んでいると思うがいかがか。

事務局

市長については、所用で欠席だが、協議をして諮問の内容については確認している。

事務局

平等割の軽減についてですが、令和6年度から令和7年度の改定で、医療分の平等割を300円下げている。今回もこれを下げるかどうか検討した。県の示す市町標準保険料率の医療分の平等割額が1万9,340円で示されている。現段階では1万9,200円ということで、県の標準保険料率よりも低い水準にあることから、平等割については、令和8年度・9年度増減なしという計画とした。

委員

諮問資料2ページになるが、この案だと、令和10年度の歳入不足額3億円はまだ解消されないということだが、この部分については、一般会計からの基金を経由した補填ということ、前提に考えているのか。

事務局

事業費納付金が急激に大きく上がるため、目標維持をしながら、一般会計から負担する。

委員

資料の10ページに国保税調定額の状況の一人当たり調定額のグラフで、令和6年度が少し跳ね上がっている。これはすごくミスリードを呼ぶと感じた。令和5年度以前の一人当たり調定額、これは政策的に非常に低く抑えてきたという歴史があると思う。今回、歳入不足と県の基金取り崩しがなくなったことを受けて、通常の運営に持っていくための令和6年

度の調定額増と思うが、このグラフだけを見ると、非常にきつい負担を与えているような印象を受けるが、それまでの間は比較的、県内でも税額としては安かったと理解しているがいかがか。

事務局

令和4年度から段階的に税率を改定している。それまでは基金等を活用しながら税率を抑えてきた。平成30年度に財政の責任主体が県に移行した。保険税率の統一や歳入不足のため、保険税率を上げていかないといけない状況になった。令和4年度は標準保険料率との差は2万円程度だったので、令和10年度まで1年毎に5千円増額する方針で始まった。しかしながら、コロナによる社会状況を考慮し3,500円となった。そういった経緯があり、令和5年度の見直しの時に、毎年改定していかないといけない、事業費納付金の伸びをみていかないといけないということで改定し、令和6年度は所得水準が上がってきたというところが影響してこのような調定のグラフとなった。

委員

いろんな方面で賃金が上がってきていると少し実感が出てきたと思う。その中で、今の財政はやはり、磐田市民の中でも、勤めていらっしゃる方、要するに被用者保険に入っている方の市税をある意味流用して国保の方に注入している構造になってしまっていると思う。非常に市民に対する説明が難しい状態がずっと続いてきているのではないかと思うので、このペースが何か一気に令和6年で上がってこれからまだ上がるのかということではなくて、あるべき姿によりやく近づきつつあるというような認識の方が正しいと思うので、ミスリードがないようにしないといけない。もっと言うと、令和10年度で3億円の歳入不足ということで、解消のスピードとしては、致し方ないことかもしれないが、やや遅いスピードになっていると思うので、そういう意味からも今回の諮問の案がきちりと守られていく、もしくはもっとアグレッシブな形でもいいじゃないかということで提言させていただきたい。

事務局

市民への説明については、負担を強いていくこともあり、一般会計も負担をしているというところもあるので、その辺

のところは慎重かつ丁寧に説明をしていきたい。遅いスピードというご指摘もあったが、やはり事業費納付金の伸びに関して、県の方針が変わったということで、今までの計画というところも前提条件が変わってきてしまったので、どうしてもこの金額を見ただけでは遅いスピードになってしまうかもしれない。今のところ、所得水準も上がっているところもあるので、今後どのような動きになるかわからないが、市民のご理解を得ながら検討していきたい。

〔議事終了〕

〔その他〕

事務局

前回提出していただいた意見の中で、子ども・子育て支援金制度についてご質問があったため担当より回答をさせていただきます。

事務局

子ども・子育て支援金の目的を明確にしていきたいとの質問ですが、支援金は、児童手当などの6つの子育て支援の取組に充てられる。支援金の使い途は、子ども・子育て支援法で定められており、これらの目的以外で使用されることはない。

次に、この支援金の税率は恒久的に同一かという質問だが、子ども・子育て支援金制度は、子ども子育て政策の給付拡大を図るため、令和8年度から令和10年度まで段階的に構築する少子化対策のための特定財源であり、令和8年度6,000億程度、令和9年度8,000億程度、令和10年度1兆円程度を医療保険と併せて拠出するもので、令和11年度以降も継続して拠出いただく。税率については、国の方針に基づき、令和8年度から3回、3年に分けた段階的な改正とする予定であり、令和9年度の税率については、令和8年度に協議する。

以上で審議を終了し、閉会した。